

吉岡町告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年度及び令和9年度において吉岡町が発注する建設工事の契約（「建設工事の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに競争入札に参加しようとする者に必要な資格並びに審査に必要な申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定め、令和8年1月7日から施行する。

令和7年12月26日

吉岡町長 柴崎 徳一郎

1 建設工事の契約の種類

建設工事の契約の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、4の規定により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（令第167条の4第1項第1号及び同項第2号のいずれかに該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(2) 令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税に未納がある者

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けていない者

イ 別表に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けていない者

ウ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない者（当該保険に加入義務のない者を除く。）

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、建設工事の契約の種類に従い、2の規定に掲げる項目を確認して決定するものとする。なお、有資格者は、一度審査を受けた業種について、合併や事業譲渡等町長が特別に認める場合を除き、その有効期間内において再度審査を受けることはできないものとする。

4 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用した建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

5 申請の受付期間

電子申請の受付期間は、令和8年1月7日から令和8年1月30日までとする。ただし、当該期間以外に別途期間を定めて電子申請を受け付けることができる。

6 審査基準日

令和8年1月7日から令和8年1月30日までの申請については、令和8年1月1日を

審査基準日とし、別途期間による申請については、申請日の属する月の1日を審査基準日とする。

7 添付書類

申請者は、電子申請と同時に次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(7)及び(8)に掲げる添付書類については、電磁的記録による提出とする。

- (1) 法人にあっては審査基準日から3月以内に発行された登記事項証明書又はその写し、個人にあっては本籍地の市区町村長が審査基準日から3月以内に発行した身分証明書又はその写し
- (2) 審査基準日から3月以内に発行された納税証明書（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について滞納がないことを証するもの）又はその写し
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の事業主である場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (4) 営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面）
- (5) 経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し
- (6) 審査基準日現在有効な総合評定通知書に記載された建設業の許可区分と審査基準日現在の建設業の許可区分とが異なる場合は、建設業許可通知の写し又は許可証明書
- (7) 工事経歴書（規則別記様式第2号）
- (8) 技術職員名簿（規則別記様式25号の14別紙2）
- (9) 申請を行政書士に委任する場合は、委任通知書
- (10) 吉岡町内に本社を有する者又は入札、契約、代金の請求又は領収等を吉岡町内の営業所等に委任する者においては所属技術者名簿（別記様式第1号）
- (11) 吉岡町内に本社を有する者又は入札、契約、代金の請求又は領収等を吉岡町内の営業所等に委任する者においては関連業者報告書兼誓約書（別記様式第2号）
- (12) 入札、契約、代金の請求又は領収等を代理人に委任する場合は、委任状（別記様式第3号）
- (13) その他町長が必要と認める書類

8 添付書類の提出先

- (1) 7(1)から(9)までに掲げる添付書類 群馬県CALS/EC市町村推進協議会
- (2) 7(10)から(13)までに掲げる添付書類 吉岡町役場企画財政課財政室契約管財係

9 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

1 0 資格審査の結果通知

町長は、資格審査の結果を申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

1 1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定日から令和10年3月31日までとする。

1 2 営業の廃止、変更等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して町長に届け出なければならない。なお、届出にあたり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) その他申請事項等に変更があったとき。

1 3 資格の取消し等

町長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は別に定める相当の期間資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 資格の有効期間内に、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなった者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (10) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消された者

1 4 資格の取消し等の通知

町長は、13の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1 5 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び営業品目）について公開するものとする。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

別表

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工 事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防 水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事
--

別記様式第1号

令和 年 月 日

提出者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

所属技術者名簿

1 区分

名簿作成当初（令和 年 月 日現在） 変更（令和 年 月 日現在）

2 所属技術者名簿

氏名	生年 月日	業種 コード	有資格区分 コード		講習受講	経営審査	業種 コード	有資格区分 コード		講習受講	経営審査	管理技術者証 交付番号	建設業法の 専任技術者	変更		備考
			業種	コード				業種	コード					事由	発生年月日	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																

※ この名簿には、恒常的な雇用関係のある技術者（3ヶ月以上継続して雇用）で建設業法第26条に基づき主任技術者又は監理技術者として配置し得る技術者を記入してください。

※ 建設合法の専任技術者の欄については、当該技術者に該当する者に○をつけ、下段に担当する業種を記入してください。

※ 経営審査の欄については、最新の経営事項審査において技術職員として申請した資格に○をつけてください。

※ 技術者に変更があった場合には、変更後名簿（全技術者分）を提出してください。

※ 変更後名簿において、当該技術者の変更欄に以下の変更事由に該当する番号と事由発生年月日を記入してください。

変更事由：①採用 ②資格取得 ③退職 ④資格喪失 ⑤その他

※ 一人の技術者の資格が一段に収まらない場合は、複数の段に渡って記入してください。また、記入欄が足りない場合は、適宜本様式を追加してください。

別記様式第2号

令和 年 月 日

吉岡町長

あて

報告者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

関連業者報告書兼誓約書

当社と関連のある業者について、下記のとおり報告します。

なお、本報告に当たり、報告の内容について嘘偽りがないことを誓約します。

記

		記載内容			
関連業者との関係	資本との関連 ・株式 総数に対する割合 ・出資 総額に対する割合	業者名	株式総数 出資総額	所有株数 出資額	割合
	人事面の関連 ・役員の兼務状況	業者名	役職名		
	その他 ・特別な提携関係	業者名	関係内容		

※ 関連業者がない場合は、それぞれ「該当なし」と記載してください。

※ 法人の代表者又は個人事業主による自署又は押印を行ってください。

別記様式第3号

年 月 日

吉岡町長

あて

委任者

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

委任状

私は、吉岡町が執行する競争入札に関し、下記のとおり委任します。

記

1 受任者

記載項目	記載欄
所在地	
商号又は名称	
職氏名	

2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 契約に関すること
- (3) 契約代金の請求及び領収に関すること
- (4) その他契約に付随する一切の事項

3 委任期間

記載事項	記載欄
委任期間（始期）	令和 年 月 日
委任期間（終期）	令和 年 月 日

4 委任に関する区分

記載事項	記載欄	説明
調達区分		「工事」「建設コンサル」「物品・役務」の別
申請区分		「新規」「変更」の別

5 当該事務の担当者

記載事項	記載欄
担当者名	
担当者所属	
担当者連絡先	